

# 第80回

## 国有財産北陸地方審議会

【 詮 問 事 項 】 の 説 明 資 料

国有財産を金沢市に対し金沢市立病院敷地として時価売払いすることについて

令和7年12月  
財務省北陸財務局



# 位置図



# 案 内 図



# 空中写真



# 現地写真



# (参考) 金沢市立病院の空中写真



「地図データ」（国土地理院<https://maps.gsi.go.jp/maplibSearch.do#1>）をもとに北陸財務局作成

# 財産の概要・沿革

## ●財産の概要

所 在 地：石川県金沢市平和町2丁目164番

区分・数量：土地・9,244.25m<sup>2</sup>

用途地域等：第一種中高層住居専用地域

建ぺい率60%、容積率200%

15m高度地区

そ の 他：重要施設(陸上自衛隊金沢駐屯地)周辺に所在

## ●財産の沿革

昭和20年11月：旧軍財産として引受

昭和31年4月：平和町公園の用に供するため無償貸付契約締結

令和5年2月：直近契約更新

# 金沢市における検討の経過

- 平成30年8月  
～令和2年1月 市立病院の今後のあり方検討会開催
- 令和2年2月 同検討会座長より「市立病院の今後のあり方に関する提言書」が金沢市長へ提出される。  
 **(提言主旨) 「再整備を視野に検討すべき」**
- 令和5年6月  
～令和6年2月 金沢市立病院再整備基本構想検討委員会開催
- 令和6年3月 金沢市立病院再整備基本構想を策定、公表。  
 **本構想において、平和町公園が移転候補地とされた。**
- (令和6年5月 第79回国有財産北陸地方審議会)
- 令和7年3月 金沢市立病院再整備基本計画を策定。
- 令和7年6月 金沢市から北陸財務局に取得要望書の提出

# 金沢市立病院の概要

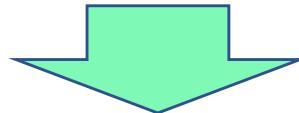
	現在の市立病院	再整備後の市立病院（※）
敷地面積	11,578.20m <sup>2</sup>	9,244.25m <sup>2</sup>
建築面積	5,664.17m <sup>2</sup>	約6,500m <sup>2</sup>
延床面積	22,509.55m <sup>2</sup>	約33,700m <sup>2</sup> うち病院施設 約27,700m <sup>2</sup> 地下駐車場 約 6,000m <sup>2</sup>
用途地域等	<ul style="list-style-type: none"><li>第一種中高層住居専用地域</li><li>建ぺい率60%</li><li>容積率200%</li><li>準防火地域</li><li>大部分が15m高度地区 (東側道路沿いのみ25m高度地区)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>第一種中高層住居専用地域</li><li>建ぺい率60%</li><li>容積率200%</li><li>準防火地域</li><li>15m高度地区</li></ul>

（※）金沢市立病院再整備基本計画より抜粋

# 平和町公園の処理の方向性について

# 処理の方向性

金沢市は、平和町公園敷地の購入を希望。  
(仮に購入が難しい場合は、金沢市は平和町公園の用途として本財産の無償貸付契約を継続したい意向)



国の税外収入確保の観点などを踏まえ、平和町公園敷地を金沢市立病院敷地の建替え用地とする場合、本地は売払いの方法により処理するものとして手続きを進めていくものとする。

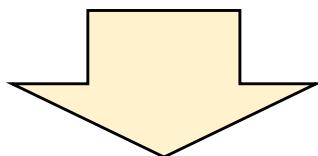
- ※ 1 平和町公園は、金沢駐屯地に近接しているため、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律(令和3年法律第84号)を踏まえ、防衛省及び内閣府へ事前の意見照会を行う。
- ※ 2 病院敷地として金沢市へ国有地を売払う場合、予算決算及び会計令第99条第21号（公共隨契）による処理が可能となる見込み。

# 平和町公園取得の必要性等について

# 平和町公園取得の必要性等について①

## 取得の必要性・緊急性

- ・現在の金沢市立病院は、整備から36年経過し、設備面を中心に**老朽化が進んでいる。**
- ・金沢市南部地区及び南部近郊地区において、現病院敷地と同程度の1万平方メートルの**整備可能な土地は、当該国有地以外にない。**  
(当該国有地が移転整備用地として最適地と金沢市は判断している。)
- ・金沢市立病院再整備基本構想において、**地域医療体制の中心的役割**、**感染症医療**、**救急医療**、**災害医療**といった**政策的医療の役割**を引き続き担うことが求められている。

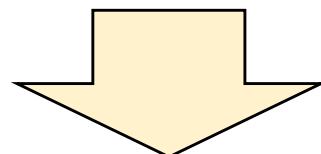


取得の必要性・緊急性が認められる。

# 平和町公園取得の必要性等について②

## 実現性・利用計画の妥当性

- ・金沢市は、令和7年3月に**金沢市立病院再整備基本計画を策定**し、令和7年度当初予算において用地取得後の**基本設計費を計上**している。
- ・利用計画に関し、金沢市が**容積率や高さ制限等の一部緩和も必要に応じて検討を進める予定**としているなど、特に問題点は認められない。なお、公園機能の代替について、金沢市は**現在の市立病院敷地を活用することを含めて検討すること**としている。



実現性・利用計画の妥当性が認められる。

# 防衛省等への意見照会結果について

# 防衛省等への意見照会結果について①

## 制度の概要

「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制に関する法律（令和3年法律第84号）」において規定する重要施設の周辺の区域内に所在する国有財産の管理処分に当たっては、財務省はあらかじめ施設所管省庁等及び内閣府に対して、意見照会を行い、その結果を踏まえて、財務局が管理処分方針を決定する。

※ 平和町公園は、重要施設（陸上自衛隊金沢駐屯地）の周辺区域内（施設より概ね1キロメートル以内）に所在。

# 防衛省等への意見照会結果について②

## 施設所管省庁等への意見照会

### (意見照会の流れ)

A

重要施設の施設機能維持の観点等からみて、施設所管省庁等において所管又は使用したい。

B

重要施設の施設機能維持の観点等からみて、立地、周辺環境、土地の規模等を踏まえると、一般競争入札による売却は、慎重な判断が必要。

C

重要施設の施設機能維持の観点等からみて、立地、周辺環境、土地の規模等を踏まえると、財務局において通常の管理処分を行うことに懸念は少ない。

施設所管省庁等の意見を踏まえ

内閣府への意見照会

管理処分方針を判断

A

施設所管省庁等へ  
所管換又は使用承認

B,C

地方公共団体等への  
公共随契による  
貸付け・売却

民間への  
定期借地権等を  
活用した貸付

C

一般競争入札  
による売却

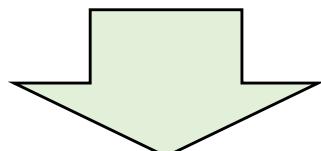
# 防衛省等への意見照会結果について③

## 意見照会結果

重要施設の施設機能維持の観点等からみて、立地、周辺環境、土地の規模等を踏まえると、一般競争入札による売却は、慎重な判断が必要。

この結果を受けて、

公用・公共用利用優先の考え方を原則とし、適切に地方公共団体等からの取得要望等受付を実施し、公共随契による貸付若しくは売却を進めていくこととなる。（一般競争入札による売却は不可）



金沢市へ病院敷地として売却可能

# 金沢市が希望する供用までの スケジュールについて

# 金沢市が希望する供用までのスケジュール

令和7年12月 国有財産北陸地方審議会諮詢（本日）

令和7年12月

令和8年3月

処分手続き

令和8年3月

無償貸付契約の解除、売買契約締結

（約2年）

基本設計、実施設計

（約3年）

建築工事

供用開始時期は現時点において未定

# 處理方針

# 処理方針

所在地	数量	相手方	処理区分	備考
石川県金沢市 平和町2丁目 164番	9,244.25m <sup>2</sup>	金沢市	時価売払	<ul style="list-style-type: none"><li>・地方公共団体への時価売払につき、用途指定は付さない。</li><li>・重要施設の施設機能を阻害する行為を禁止し、違反した場合に買い戻す特約を付す。</li></ul>

- ◎ 契約方式：随意契約
- ◎ 契約根拠：会計法第29条の3第5項  
予算決算及び会計令第99条第21号

# 第80回

## 国有財産北陸地方審議会

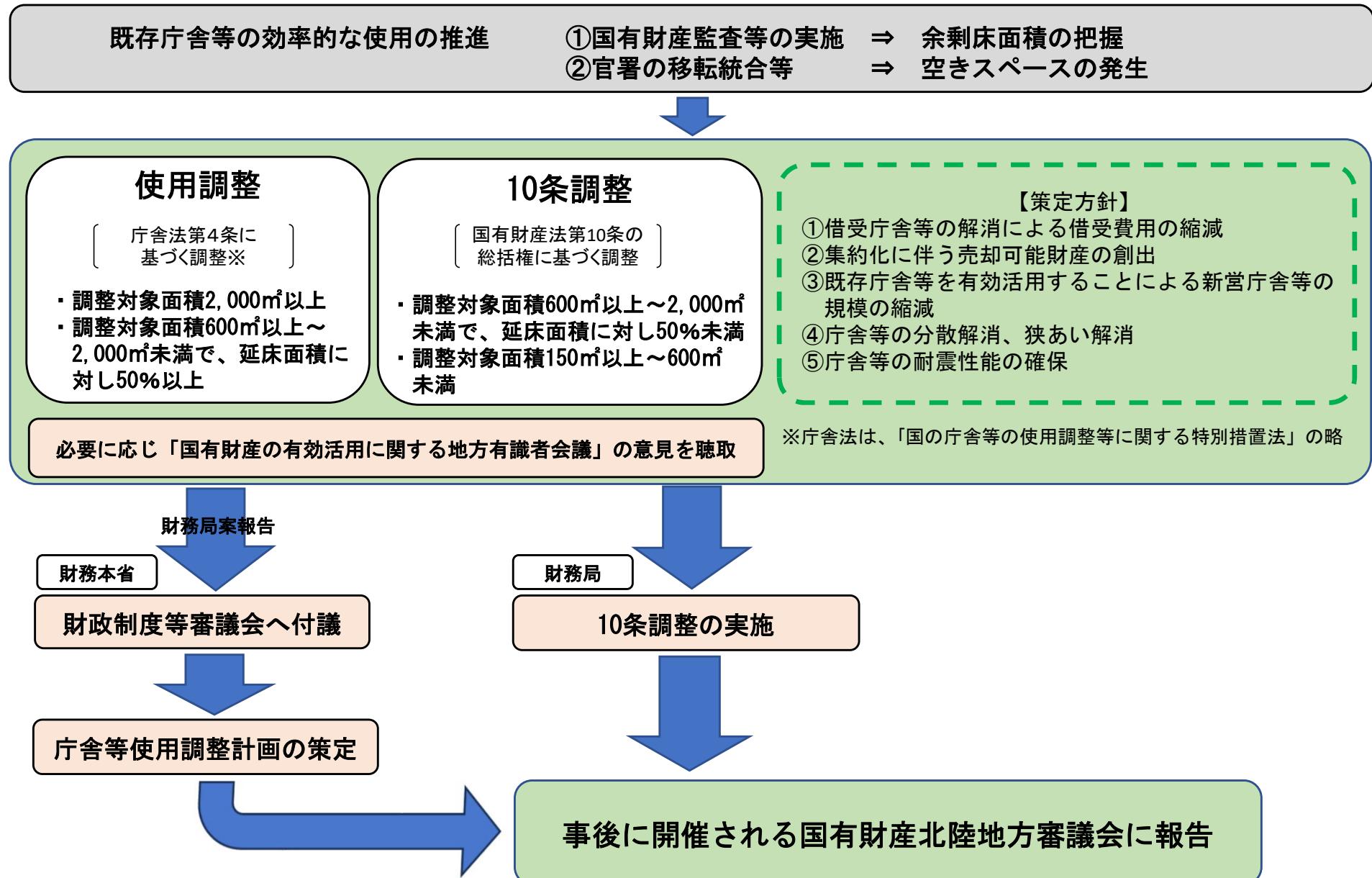
【報告事項（1）】の説明資料

庁舎等の使用調整について

令和7年12月  
財務省北陸財務局



## 《庁舎等の使用調整》



## 事案1：輪島地方合同庁舎に関する10条調整

令和6年9月、能登半島地震により庁舎が被災した輪島税務署を、輪島地方合同庁舎に入居させる10条調整を実施。  
入居にあたり既存の空きスペースだけでは不足するため、庁舎敷地内に別棟を増築整備。

### 【輪島地方合同庁舎】



〔所在地〕 石川県輪島市鳳至町畠田99-3	〔入居官署〕 金沢地方法務局輪島支局	515m <sup>2</sup>
〔建物概要〕 既存庁舎：昭和61年5月築 地上4階 建702m <sup>2</sup> ／延2,590m <sup>2</sup>	石川労働局輪島公共職業安定所	281m <sup>2</sup>
増築部分（庁舎・車庫・渡廊下） ：令和9年度完成予定 地上1階 延277m <sup>2</sup>	北陸地方整備局能登復興事務所輪島国道出張所	300m <sup>2</sup>
	共用部分 (内空きスペース)	1,432m <sup>2</sup> 339m <sup>2</sup>
	(内共用会議室・廊下)	141m <sup>2</sup>
	増築部分	277m <sup>2</sup>
		(注)下線部分計約759m <sup>2</sup> が調整対象

入居官署	調整床面積	方法・時期
輪島税務署	613m <sup>2</sup>	移転・令和10年度
共用部分	145m <sup>2</sup>	—



合同庁舎の適正かつ効率的な使用を実現

## 事案2：七尾市所在2合同庁舎に関する10条調整の変更

令和7年4月、北陸地方整備局能登復興事務所における職員増への対応と庁舎の分散により生じる業務遂行上の非効率性の解消を図るため、七尾西湊合同庁舎における10条調整（変更）を実施。

### 令和6年3月 10条調整

#### 【七尾地方合同庁舎】



【所在地】  
七尾市小島町  
西部2番  
【建物概要】  
昭和62年3月築外  
地上4階  
建782m<sup>2</sup>／  
延1,927m<sup>2</sup>

官署の退去により  
空きスペース有

#### 【七尾西湊合同庁舎】



【所在地】  
七尾市小島町  
大開地3番7  
【建物概要】  
平成17年3月築外  
地上4階  
建1,168m<sup>2</sup>／  
延4,377m<sup>2</sup>

監査により  
余剰床を確認

入居官署	調整床面積
共用部分	▲ 192m <sup>2</sup>
石川労働局 七尾公共職業安定所	14m <sup>2</sup>
北陸地方整備局 能登復興事務所	178m <sup>2</sup>

入居官署	調整床面積
金沢地方法務局 七尾支局	▲ 133m <sup>2</sup>
北陸地方整備局 能登復興事務所	133m <sup>2</sup>

不足する面積は借受庁舎で対応

➤ 北陸地方整備局能登復興事務所は、七尾地方合同庁舎、七尾西湊合同庁舎及び借受庁舎(162m<sup>2</sup>)にて業務実施予定としていたもの

### 令和7年4月 変更

#### 【七尾西湊合同庁舎】

入居官署	調整床面積
金沢地方法務局 七尾支局	▲ 133m <sup>2</sup>
共用部分	133m <sup>2</sup>

※七尾地方合同庁舎の調整は継続

➤ 北陸地方整備局能登復興事務所は、  
借受庁舎(708m<sup>2</sup>)及び七尾地方合同庁舎  
にて業務実施

▼  
庁舎の集約化による震災及び豪雨災害  
からの復旧・復興促進に対する行政  
ニーズに即応

合同庁舎の適正かつ効率的な使用を  
実現

# 第80回

## 国有財産北陸地方審議会

【報告事項(2)】の説明資料

### 相続土地国庫帰属制度に係る現状と課題について

令和7年12月  
財務省北陸財務局



## 相続土地国庫帰属制度による帰属財産の状況

- 令和5（2023）年4月に、相続土地国庫帰属制度の運用が開始された。
- 相続土地国庫帰属制度において、国庫に帰属した農用地又は森林以外の土地（以下「帰属財産」という）は、普通財産として、財務省（財務局）において、適切な管理・処分に取り組んでいる。
- 運用開始後の2年間で財務局が管理・処分することとなった財産は累計で1,000件に近づくなど、帰属財産は急増しており、人口減少・少子高齢化という社会情勢を踏まえれば、更に累増すると考えられる。

### 手続の流れ

相続等により土地を取得した者から承認申請

法務大臣（法務局）による要件審査・承認

※財務局は、法務局の依頼を受け、土地実地調査に同行・要件審査等へ協力。

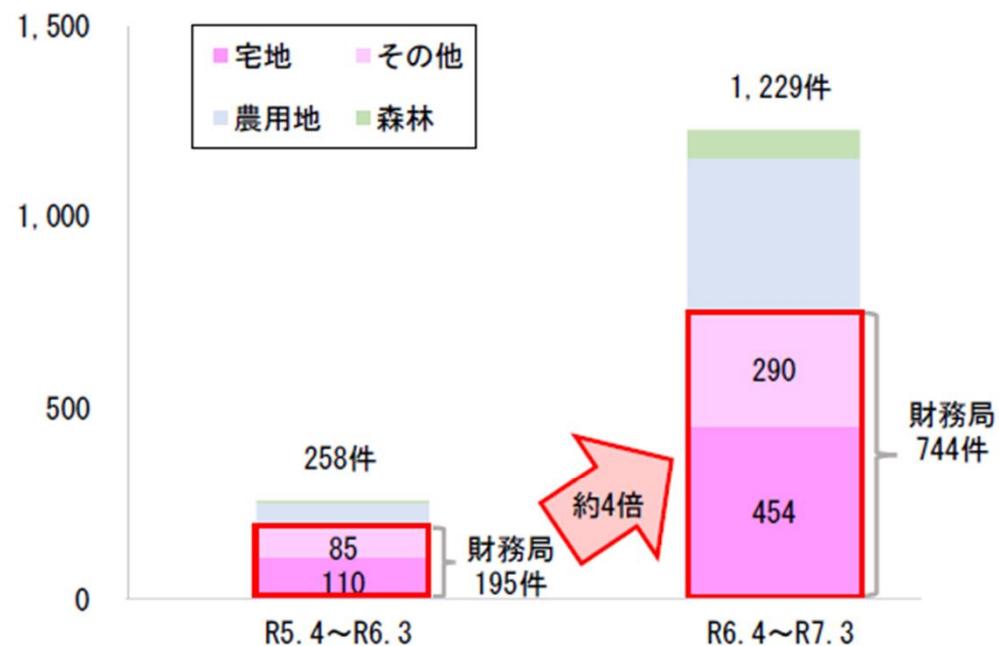
※要件については、相続土地国庫帰属法及び同施行令において、建物がある土地、土壤汚染や地下埋設物がある土地、隣接する土地の所有者との間で所有権の境界が争われている土地（測量や境界確認書の提出は求めていない）などの通常の管理又は処分をするに当たり過分の費用又は労力を要する土地は申請や承認をすることができない、とされている。

申請者が負担金を納付

※負担金については、法律及び施行令において、10年分の土地管理費相当額として、原則20万円（都市計画法の市街化区域又は用途地域が指定されている地域内の宅地は面積に応じて算定）と定められている。

国庫帰属

### 相続土地国庫帰属制度による国庫帰属性数



## 帰属財産の管理・処分イメージ

- 帰属財産の管理に当たっては、草刈・巡回等の管理コストを要し、さらに、処分（一般競争入札等）に当たっては、物件調書作成や鑑定評価等の処分コストを要する。



※申請者は、10年分の土地管理費相当額の負担金として、原則20万円（都市計画法の市街化区域又は用途地域が指定されている地域内の宅地は面積に応じて算定）を納付する必要がある旨法定されている。

※通常の管理又は処分をするに当たり過分の費用又は労力を要する土地（地下埋設物がある土地、隣接する土地の所有者との間で所有権の境界が争われている土地など）は申請や承認をすることができない旨法定されている。

# 帰属財産の管理・処分の現状と課題

## 現状と課題

- 普通財産の管理・処分については、①取得、②管理（維持・保存）、③活用（売却・貸付・管理委託等）という3つの段階に分解できる。
- こうした管理・処分の段階に着目すると、帰属財産の管理・処分の現状と課題は、現時点において以下のとおり。

### ①取得

地下埋設物がある土地等は、制度上却下・不承認となるが、実際に国庫に帰属した土地の中には、活用に当たって地下埋設物撤去工事などが必要となるものもあり、管理や活用に追加コスト（費用・時間）が発生する場合もある。

### ②管理（維持・保存）

活用の見込みが乏しい財産については、管理に係る費用、すなわち、国による土地の管理コストの負担（国民負担）が中長期にわたって継続的に発生する。

### ③活用（売却・貸付・管理委託等）

活用に当たっては、制度上、原則、「適正な対価（時価）」とされており、また、不動産鑑定士による鑑定評価等の手続きを行う取扱いとしている。しかし、帰属財産は市場性が低いため時価での売却・貸付が困難な場合が多いほか、手続きのために活用に至るまでに時間要するなど、他の財産と同様の取扱いでは、帰属財産を活用したいという要望に応じる機会を逸する場合もある。

# 帰属財産の最適な管理・処分に向けた検討の方向性

## 検討の方向性

- 帰属財産の最適な管理・処分に向け、帰属財産の効果的な活用（売却・貸付・管理委託等）や効率的な管理（維持・保存）を実現するためには、以下のような方向性で検討を進める必要があるのではないか。

### ①取得

帰属財産の地域社会への貢献といった有効活用や管理を見据えて申請や承認に係る帰属財産の要件を見直すことができる。

### ②管理（維持・保存）

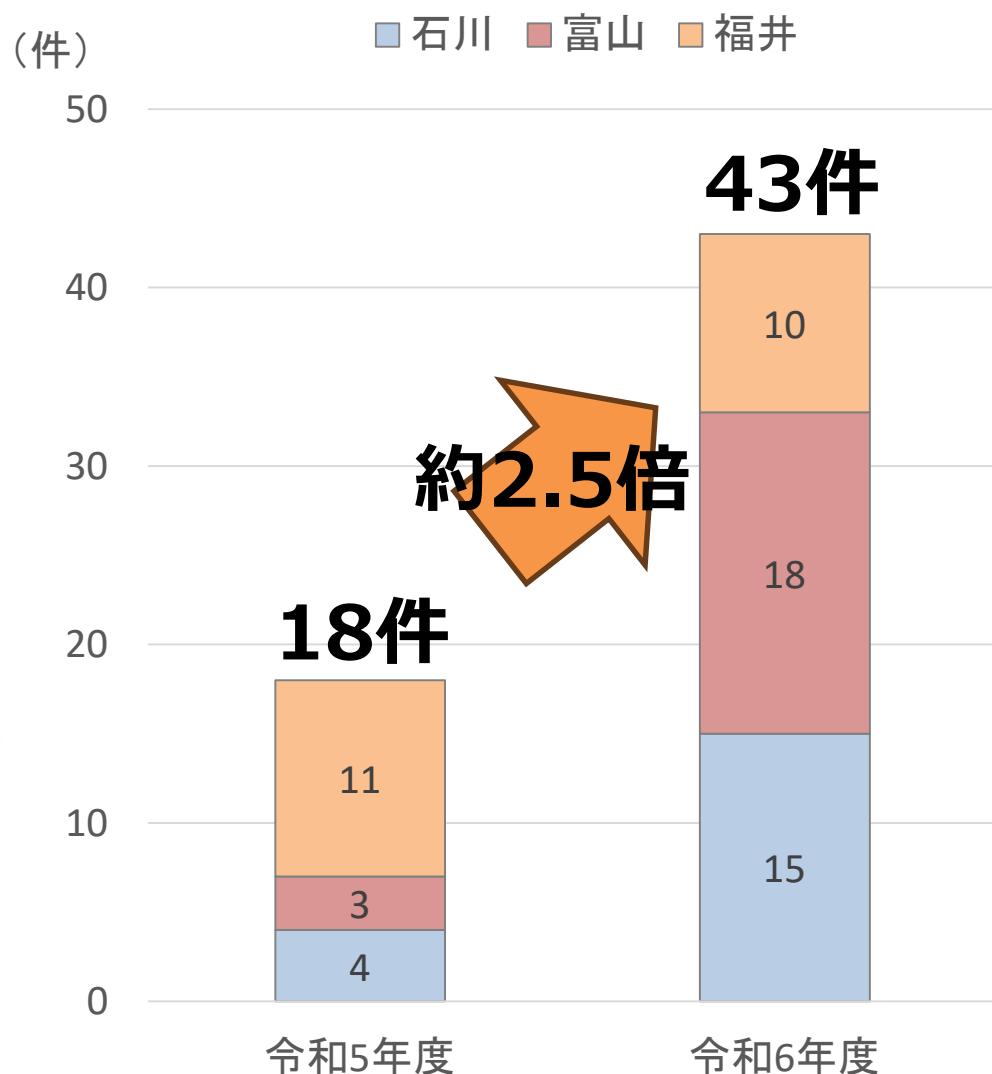
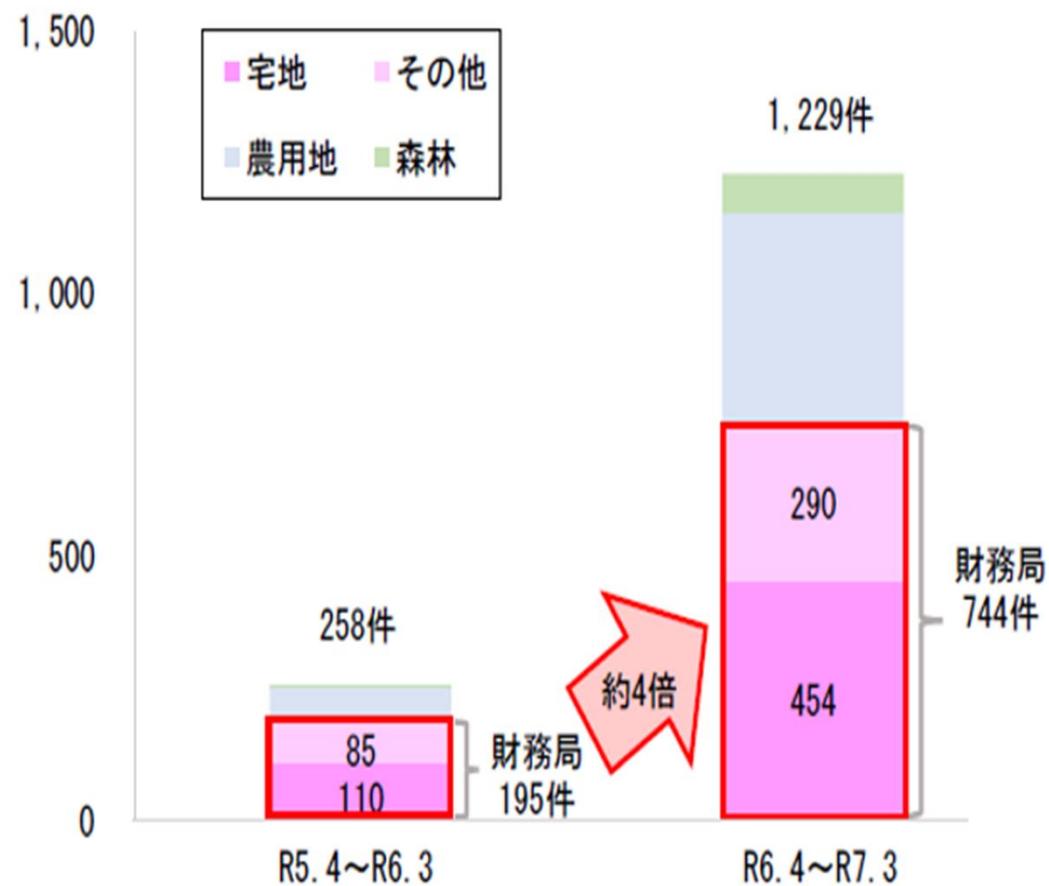
費用を減らしつつ中長期にわたる管理を行っていくに当たっては、個々の財産の状況に応じてメリハリをつけて管理する必要（一定の費用を投じて管理する、特段の費用を投下せずに管理を行う等）。

この際、帰属財産の管理方針を検討するに当たっては、地方公共団体が考える地域における土地のあり方も考慮する必要があることから、活用の見込みが乏しい財産については、当該財産が所在する地方公共団体の意向も踏まえ、協力も得ながら管理していくことができる。

### ③活用（売却・貸付・管理委託等）

所有者不明土地等対策という政策目的の観点から帰属財産の有効活用を図るため、引取り手がなく市場性が低いという性質を踏まえ、価格の設定や手続き等について柔軟な取扱いとすることができる。

# 北陸財務局における相続土地国庫帰属制度による国庫帰属性件数



※国庫帰属性件数は筆数によるカウント(分科会資料と同様) 6

# 北陸財務局における相続土地国庫帰属財産の例①

- 帰属財産には、売却が見込まれる財産もあるが、住宅が点在する集落の一角に位置しているなど市場性の低い財産が太宗である。
- 近隣住民から草刈りの要望も出ており、費用を投じて適切に管理を行っていく必要がある。



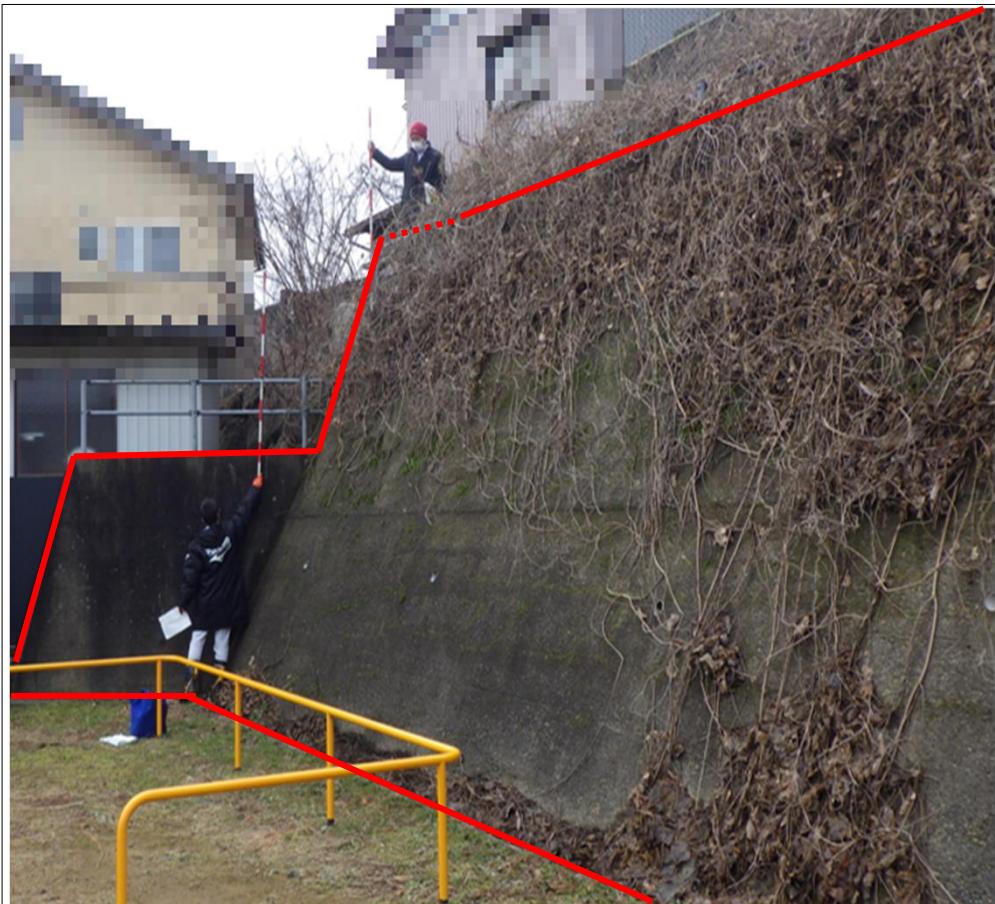
種目：宅地



種目：その他

## 北陸財務局における相続土地国庫帰属財産の例②

- 帰属財産の中には、がけ地や無道路地などの活用が困難な土地もあり、中長期にわたって管理を行っていく必要性が見込まれる。



がけ地  
(種目：その他)



無道路地  
(種目：その他)

# 第80回

# 国有財産北陸地方審議会

【報告事項(3)】の説明資料

## 留保財産の現状について

令和7年12月  
財務省北陸財務局

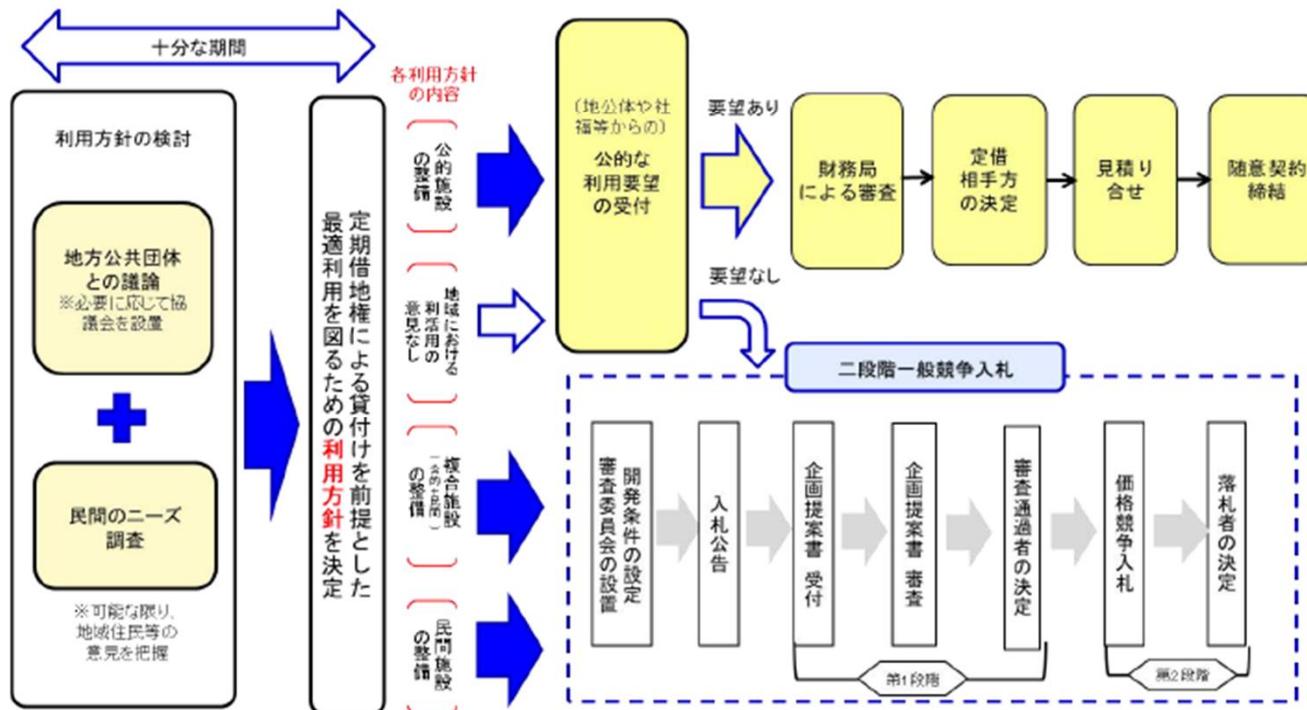


## 留保財産制度の取組状況

令和7年6月17日  
第64回国有財産分科会資料抜粋

- 現時点（令和7年3月時点）において、全国で63件を選定。
  - 選定した留保財産は、地域・社会での利用のタイミングを考慮しつつ、民間へのヒアリング等を通じ、多様なニーズの事前調査等を行った上で利用方針を策定することとしており、現時点では全国で31件が利用方針策定済。
  - 留保財産については、将来世代における行政需要に備えるとの観点から所有権を留保するものであることから、法定更新が適用されない定期借地権による貸付により活用を図ることとしており、現時点では全国で11件が定借契約済。

### (参考) 留保財産の処理フロー



### 【留保財産の活用事例（福岡県）】



## 武道館用地として活用

(注1) 令和7年度完成予定  
(注2) 外観イメージは、福岡県HP公表「令和5年2月13日 警察本部総務部施設課『新福岡武道館のデザインが決定!』」より引用

# これまでの運用で確認された課題と検討すべき事項

令和7年6月17日  
第64回国有財産分科会資料抜粋

課題	具体的内容	検討すべき事項
①現行の取扱いに基づき留保財産として選定した財産のうち、用途地域（低層住居系）や敷地地形状等の理由により <u>有用性・希少性が乏しい財産</u> が確認	<p><u>有用性・希少性が乏しい財産の主な例</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>■ 大規模財産であるものの、接道条件が制限、敷地過半が<u>住居系の用途地域</u>に所在し、中心部への<u>アクセス不便</u>な財産</li><li>■ <u>前面道路との高低差</u>により出入りが不可なほか、部分的に<u>土砂災害警戒区域</u>に該当する財産</li></ul>	①留保財産の選定に当たって、 <u>選定時に考慮すべき視点</u> はないか
②定期借地権による貸付が難しいため、留保し続けることによるコストが発生している場合がある	<p><u>定期借地権による貸付が難しい例</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>■ <u>建築資材価格や労務費の高騰</u>等により、定期借地に係る事業者ニーズが発現しづらい</li><li>■ 定期借地に当たって、留保財産が所在する<u>周辺地域の開発状況等</u>を注視する必要がある</li></ul>	②留保財産の活用策について、 <u>定期借地権による貸付のみとされているが見直すべき点</u> はないか
③既存建物の解体撤去等といった関連する手続等に相応の時間を要するため、 <u>事業の早期実現化</u> が難しいケースがある。	<p><u>事業の早期実現化が難しい例</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>■ <u>既存建物が存する場合には、国において解体撤去等を行う必要</u>があるため、予算措置や工事業者の選定といった手続等に<u>一定の時間</u>が必要</li></ul>	③留保財産の活用に当たって、 <u>事業の早期実現化のための方策</u> はないか

## ①留保財産の選定時に考慮すべき視点について

### 現行制度上の課題

- 令和元年答申においては、地域・規模を目安としつつ、それぞれの地域や個々の土地の実情等の個別的な要因も考慮して、総合的に判断し、留保財産を選定することとされたところ、こうした現行の取扱いに基づき留保財産として選定した財産のうち、用途地域（低層住居系）や敷地形状等の理由により有用性・希少性が乏しい財産が確認されている。
- こうした状況が生じているのは、将来世代における行政需要として想定する内容を明確にしていなかったため、庁舎・宿舎等の施設の整備を前提としない臨時の行政需要に備えることを念頭に留保財産として選定することも許容する取扱いとしていたことが原因と考えられる。



### 今後の対応

- 課題を踏まえ、今後、留保財産を選定する場合には以下のような取扱いとしてはどうか。
  - 将来世代における行政需要として想定するのは、庁舎・宿舎等の施設を原則とし、 そうした需要に確実に対応するため、庁舎・宿舎等の施設の整備に支障となる要因がない財産を原則に選定するものとする。
  - そのために、留保財産選定時に特に考慮すべき要因を、①都市計画等の法的規制、②災害リスク、③敷地形状や接道状況等の物件特性、④財産の立地条件とする。
  - 留保財産として選定した財産については、上記①～④のような要因等に事情変更が生じ、有用性・希少性が喪失した場合には留保財産から除外することとする。
- なお、留保財産制度創設時から現在までに選定された留保財産については、上記①～④のような要因等を考慮した上で、有用性・希少性を再精査することとし、その結果、有用性・希少性が喪失していると認められる場合には、留保財産から除外することとする。

## ②留保財産の活用策に係る見直し

### 現状・課題

- 留保財産は、将来世代における行政需要に備えるとの観点から所有権を留保するものであるため、法定更新が適用されない定期借地権による貸付により活用を図ることとしている。
- 他方、以下のようなケースでは定期借地権による貸付が困難であることから、留保財産の有効活用が図られておらず、留保し続けることによるコストが発生している状況。
  - ・利用方針の策定に向けた地方公共団体や民間事業者等との協議では定期借地契約のニーズが確認されていたが、足元の建築資材価格や労務費の高騰等により、ニーズが発現しないケース
  - ・留保財産が所在する周辺地域の開発状況等を注視する必要があるため、定期借地契約に向けた検討等に一定期間要すると見込まれるケース
  - ・官公署が特に集積している地域であることから、将来の行政需要に備える必要性が特に高いものの、周辺環境の理由により、定期借地契約のニーズが見込まれないケース



### 今後の対応

- 現行では、定期借地契約が不調となった場合に、不調の原因把握を含めた方策の再検討（新たな利用方針の検討）までの間、一時貸付等により活用を図ることとしているところ。
- 今後は利用方針の策定又は定期借地契約の締結までに相当の期間を要すると財務局長等が認める場合には、当面の間、一時貸付等による活用を可とする。  
※利用方針を「地域における意見なし（その他）」として策定した場合には、将来の行政需要が発現するまでの間、一時貸付等による活用を図ることも可。
- 一時貸付等を促進するに当たっては、一時貸付等の対象となる用途での活用が見込まれる事業者（駐車場事業者等）に対して、情報提供やヒアリング等を積極的に行うこととする。

### ③留保財産の早期活用に向けた方策 (既存建物が存する留保財産の取扱いについて)

令和7年6月17日  
第64回国有財産分科会資料抜粋

#### 現状・課題

- 留保財産の利活用については、更地での定期借地を前提としているため、国において既存建物の解体撤去を行っているところ、以下のような課題が生じている。
  - ・国において解体撤去を行っているため、必要となる予算措置や工事業者の選定といった手続等に一定の時間を要している。
  - ・国が解体撤去を行う場合、施設整備内容を踏まえた解体撤去ができないほか、解体終了後に埋戻し等を行う必要があるため、貸付相手方が解体撤去から施設整備までを一貫して行う場合と比べ、効率的な工事を実施することができない。



#### 今後の対応

- 特に留保財産については、民間施設を含めた地域・社会のニーズに基づいて早期に有効活用される必要があり、こうした観点からも、可能な限り短期間かつ効率的な工事を実施することが重要。
- このため、留保財産のうち、地域からより早期の活用が望まれる財産については、貸付相手方による建物解体義務を特約として付した定期借地契約を可能とする。

※ 不測の地下埋設物等が発現した場合の契約不適合責任については、免責とした契約とする。

# 留保財産に係る現状について

No.	財産所在地（数量）・ 利用方針	現状	今後の予定
1	<p>石川県金沢市 平和町1丁目12番7 (2,958.73m<sup>2</sup>)</p> <p>導入すべき施設 「賃貸住宅」、「社会福祉施設」 導入が望ましい機能 「地域交流拠点機能」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年10月、二段階一般競争入札が不調</li> <li>令和7年3月に、いしかわPPP／PFI地域プラットフォームにおいて、民間事業者等と本地の活用に向けた意見交換を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期借地による留保財産の活用の実現に向け、民間事業者と更なる意見交換を実施し、金沢市等とも協議しながら、現在の利用方針等に関する見直しの必要性を慎重に検討していく</li> </ul>
2	<p>福井県福井市 田原下町9字44番3 (2,099.19m<sup>2</sup>)</p> <p>導入すべき施設 「賃貸住宅」、「社会福祉施設」 導入が望ましい機能 「地域交流拠点機能」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年1月、二段階一般競争入札の公告を取りやめ</li> <li>令和7年度に地下工作物の撤去工事を実施中</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地下工作物撤去工事完了後、二段階一般競争入札を実施予定</li> </ul>